住所　岡山県津山市総社一二六一
氏名　西田　敬一
住所　岡山県津山市加茂町塔中四〇三
氏名　日野田守男
住所　岡山県津山市大篠二二八一
氏名　福田　薫
住所　岡山県津山市宮部下一二八六
氏名　藤木　良
住所　岡山県津山市小田中一三八四の二
氏名　正影　隆之
住所　岡山県津山市横山一一九九
氏名　松本喜三郎
住所　岡山県津山市坪井上九四九の七
氏名　森　孟
住所　岡山県津山市横山一一一四
氏名　森内　基
住所　岡山県津山市里公文九五六
氏名　森里　静雄
住所　岡山県苫田郡鏡野町貞永寺九〇一
氏名　森本　三郎
住所　岡山県苫田郡鏡野町貞永寺八五四の一
氏名　森本　鶴夫
住所　岡山県津山市加茂町桑原五四八
氏名　森本　林市
住所　岡山県津山市山下四〇
氏名　山本　賢作
住所　岡山県津山市横山八七七の一
氏名　山本　知之
住所　岡山県津山市山北四八二
氏名　山本　万治
住所　岡山県苫田郡鏡野町円宗寺三一四
氏名　湯浅　昇
住所　岡山県美作市川上一一八八―六
氏名　土居　保和
住所　岡山県美作市小野一四五一
氏名　神田　徳通
住所　岡山県美作市東谷下九二八
氏名　宇野　秀治
住所　岡山県美作市山手一一一四
氏名　岡本　勇
住所　岡山県美作市山外野八一一の二
氏名　黒田　鎮男
住所　岡山県久米郡美咲町藤原二八〇
氏名　具　正建
住所　岡山県美作市東青野八六五の一
氏名　新免登志夫
住所　岡山県美作市湯郷二九―三
氏名　長尾　治美
住所　岡山県美作市川上一六五〇
氏名　春名　豊
住所　岡山県美作市真加部二六六
氏名　福島　薫
住所　岡山県勝田郡奈義町中島西一二八四
氏名　福田　林
住所　岡山県勝田郡勝央町河原一四五五
氏名　宮本　槙男
住所　岡山県美作市楢原下六〇九
氏名　井上　正和
右記の者取戻し保証金の額　各二万円也
住所　山形県上山市金生一九
氏名　渡辺　勝也
住所　新潟県長岡市福住三の四の三〇
氏名　（株）石田種鶏センター　代表取締役　大脇　正治
住所　岡山県総社市原一一七五―一
氏名　赤羽根幸正
住所　岡山県赤磐市長尾一〇三一
氏名　石原　馨
住所　岡山県岡山市北区尾上二四二
氏名　佐野　毅
住所　岡山県瀬戸内市長船町磯上九五八の一
氏名　高原　和夫
住所　岡山県岡山市東区西大寺三一八の二
氏名　羽崎　勝広
住所　岡山県玉野市山田一三一七の二
氏名　藤原　一男
住所　岡山県高梁市中原町一四九〇の二
氏名　赤木　貞市
住所　岡山県高梁市巨瀬町三〇一一
氏名　上森　真市
住所　岡山県高梁市備中町西油野一九四一
氏名　村上　武夫
住所　岡山県総社市延原五一一
氏名　村田　聖
住所　岡山県新見市西市四一五五
氏名　下木　貞夫
住所　岡山県新見市哲多町老栄一九五九
氏名　鈴江　伝
住所　岡山県新見市哲西町畑木一四八七
氏名　藤間　久男
住所　岡山県井原市美星町黒忠一〇六〇
氏名　坂田　強
住所　岡山県小田郡矢掛町東川面一四四五
氏名　鷺田　久志
住所　岡山県浅口郡鴨方町六條院中三二一四
氏名　池田　久治
住所　岡山県真庭市黒田一六六八
氏名　横野　虎夫
住所　岡山県久米郡美咲町西幸一〇九一
氏名　井伊　四郎
住所　岡山県久米郡美咲町西幸一〇七〇
氏名　宮本　富一
住所　岡山県勝田郡勝央町石生一〇四〇
氏名　小村　泰三
右記の者取戻し保証金の額　三万円也
住所　岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍四五三二
氏名　出射　竹一
住所　岡山県岡山市北区新庄下二二〇八
氏名　熊澤　淳
住所　岡山県総社市井尻野一一四六
氏名　坪井　忠良
住所　岡山県総社市久代一五四七の九
氏名　橋本　幸一
住所　岡山県倉敷市玉島八島四二一四の三
氏名　難波　通
住所　岡山県新見市哲西町八鳥四九五
氏名　沖田　洋美
右記の者取戻し保証金の額　四万円也
住所　岡山県津山市高野本郷二八六四
氏名　小西　高志
右記の者取戻し保証金の額　五万円也

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成21年９月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告する。

一、名称　株式会社アイ・エムカーズ
　代表者の氏名　代表取締役　吉田　茂視
　本店の所在地　長崎県諫早市東本町一番一二号
二、登録番号　九第四十一号
　登録年月日　平成七年七月二十七日
　登録消除年月日　平成二十一年七月十三日
三、営業保証金の額　金十万円
四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出すること。
五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の保証金は取戻される。

平成二十一年九月十一日

長崎県諫早市東本町一番一二号
株式会社アイ・エムカーズ
代表取締役　吉田　茂視